

事業事前評価表

国際協力機構 アフリカ部アフリカ第一課

1. 案件名（国名）

国名：ケニア共和国

案件名：貧困農民支援（2KR）

The Food Security Project for Underprivileged Farmers

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における農業セクターの現状と課題

ケニア共和国（以下、「ケニア」）の農業セクターは GDP の約 20%、外貨獲得の 60% を占め、国家経済の重要な役割を果たしているが、その主な生産者は、全体の 8 割を占める小規模農家である。

ケニアの三大主食作物であるメイズ、小麦、コメの内、調理が容易なコメの消費が人口増加とともに都市部を中心に急増している。コメの需要の急激な伸長に対し、国内生産の伸びが追いつかず、コメの自給率はわずか 13%（2010 年）となっており、残りは海外からの輸入に依存せざるを得ない状況にある。さらに、近年、石油や肥料等の高騰や慢性的な干ばつの影響により、都市部や乾燥・半乾燥地の小規模農家等の貧困層を中心に食糧危機が頻発している。

ケニアにおいてコメ生産量の増大を図るには、灌漑開発の推進、適正栽培技術の開発・農家への普及、肥料等農業投入財へのアクセス改善とともに、農業機械化の推進による①生産性向上、②収穫後ロス軽減、③効率的な作付・収穫による二期作の実現が極めて有効であるが、現在のところ十分に進んでいない。ケニアではコメ生産の増大にむけて農業機械化が強く求められている。

(2) 当該国における農業セクターの開発政策における本事業の位置づけと必要性

農業生産向上はケニアの重要な課題であり、国家開発計画である「Kenya Vision 2030」においても、農業は重要セクターとして位置づけられている。「農業セクター開発戦略 (ASDS)」においては、生産性向上や、アグリビジネス振興及びマーケットへのアクセスの改善が重点目標に掲げられている。また、2008 年に策定された「国家コメ振興計画 (NRDS)」では、食糧安全保障の強化と農民の生計向上のための稲作振興に関する計画を立案しており、その中で農業機械投入の重要性を指摘している。本案件はこれらの重点戦略と整合した支援である。

(3) 農業セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

我が国の「対ケニア事業展開計画」では、①経済インフラ整備、②農業開発、③環境保全、④人材育成、⑤保健・医療の 5 つを重点分野としている。本案件は②農業開発のうち「小規模農民収入向上プログラム」に位置付けられる。また、JICA は 2008 年 5 月に開催された第 4 回アフリカ開発会議 (TICAD IV) において、2018 年までにアフリカにおけるコメの生産量を倍増することを目指しアフリカ稲作振興のための共同体 (CARD) を設立し、アフリカ諸国における稲作振興を促進している。ケニアは CARD の参加国の一つであり、この方針に基づき、国内産コメの 5 割以上を生産しているムエア灌漑地区を対象に現在、技術協力プロジェクト「稲作を中心とした市場志向農業振興プロジェクト (2012.1~2017.1、以

下 Rice-MAPP)」を実施中である。

貧困農民支援事業の近年の援助実績は以下の通り。

2005年（4.6億円、肥料）、2008年5月（6.5億円、肥料）、2008年9月（7.0億円、肥料）

(4) 他の援助機関の対応

稲作・灌漑の分野では世界銀行がケニアにおける持続可能な自然資源管理政策を支援するプロジェクト Natural Resource Management Project (NRMP) を実施中(2007.12-2013.6) である。同プロジェクトの中でムエア灌漑事業区の一部を含む Nderewa North 地区及び Marura Outgrower 地区においても、灌漑施設の改修や農家に対する水管理/栽培技術の指導を行っている。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本案件は、ケニアが農業機械を調達するための資金を供与することにより、対象作物（イネ）の生産性向上・生産量の増加に寄与することを目的とする。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

ケニア国ムエア灌漑地区

(3) 事業概要

1) 調達対象品目（農機）

四輪トラクター（80馬力15台、30馬力5台）、コンバインハーベスター（1.5mW13台、2.0mW3台）、米脱穀機（52台）、刈り取り機（22台）、田植え機（2輪2台、4輪2台）、育苗箱（500台）、スペアパーツ

2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

調達監理

(4) 総事業費/概算協力額

総事業費 4.60億円（日本側）

(5) 事業実施スケジュール（協力期間）

2013年2月～2014年1月を予定（G/A署名年月から検収・引き渡しまで）

(6) 事業実施体制（実施機関/カウンターパート）

農業省（MOA）

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 C

② カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 貧困削減促進

調達された農業機械は主に、農業省所管の組織 AMS（Agricultural Machinery Services）への供与及び、ムエア灌漑地区内唯一の農業協同組合、中核農家（比較的財力があり、その他小規模農家への賃耕サービスを行う）への売却による、賃耕サービスへの活用を想定

している。農業省からの販売（入札）時の条件として、貧困農民が賃耕サービスに受益できるように適正価格を設定することを義務付けるように配慮している。

3) 社会開発促進（ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等）
特になし

(8) 他事業、ドナー等との連携・役割分担

調達した資機材は農業省が Rice-MAPP と連携の上で、機材使用計画を策定し、使用状況をモニタリングすることで、より有効な調達資機材の活用を目指す。

(9) その他特記事項

今回の調達資機材は、ムエア灌漑地区に集中的に投入し、農業省が Rice-MAPP と連携の上モニタリングすることで、今後のケニア政府による他地域での稲作機械化推進のモデルケースとなることが期待されている。

4. 外部条件・リスクコントロール

ケニアの治安状況が急激に悪化しない。大きな自然災害が起こらない。

5. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

ケニアに対する本スキームを通じた農業機械調達は過去に実施していない。

他国での本スキームを活用して農業機械調達を行っているが、インドネシア等の先行事例において、確実に販売されるよう、関係機関が合同でフォローする必要があるとの教訓を得ている。本案件においても、関係機関が合同で機材到着後から販売までの透明性を確保しつつ、確実に履行されるよう、管理する必要がある。

6. 評価結果

以下の内容により本案件の妥当性は高く、また有効性が見込まれると判断される。

(1) 妥当性

2 (2)、(3) で前述のとおり、本案件は、ケニアの農業開発政策及び我が国の援助方針策に合致している。また、ケニアの稲作振興分野においては、機械化が立ち遅れていることから、本プロジェクト実施は稲作機械化推進の布石となるものであり、妥当性は高いと判断できる。

(2) 有効性

本事業の実施により、以下の効果が見込まれる。

1) 定量的効果

- ① ムエア灌漑地区におけるコメの生産量が増加する。
- ② ムエア灌漑地区におけるコメの単収が増加する。
- ③ ムエア灌漑地区におけるコメの収穫後ロスが減少する。

2) 定性的効果

ケニア政府が本事業で調達された農業機械を販売する際に、賃耕サービス料の上限を定めることで小規模農家でも利用可能になることから、貧困度合いの高い農家でも、農業機械へのアクセスが可能となる。これにより、収入向上も視野に入れた二期作が推進される。また、ムエア灌漑地区に集中的に投入し、農業省が Rice-MAPP と連携の上モニタリングすることで、今後のケニア政府による他地域での稲作機械化推進のモデルケースとなること

が期待されており、有効性は高い。なお、効果の確認にあたっては、気象条件の変動、適切な販売、適切な利用、適切な管理について考慮する必要がある。

以 上